

# 新型コロナウイルス特措法 「緊急事態宣言」が7都府県に

本日、新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言が出されます。対象地域は、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に、期間は1カ月程度が予定されております。

この緊急事態宣言に伴う「施設の使用制限等」の例示として、一部マスコミにおいて「保育所、介護老人保健施設」と報道され、介護保険施設では老健施設のみが使用制限の対象となるような誤解を招いております。しかし、新型コロナ特措法第45条の条文では、

## 第45条（抜粋）

当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、**社会福祉施設**（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

となっており、「社会福祉施設」全般がその対象となっております。施行令において「その他の政令で定める多数の者が利用する施設」として、「保育所、介護老人保健施設等」が例示されている為、このような報道になったと考えられます。

「介護老人保健施設」においては、これまで通り、施設サービスを継続いただくこととなります。

なお、通所及び短期入所については、対象地域の知事の方針に基づき、運営いただくこととなります。

会員施設の皆様におかれましては、一層の感染拡大防止対策の徹底をお願い致します。

**公益社団法人全国老人保健施設協会**

<http://www.roken.or.jp/>